

立 川 市
第 7 次男女平等参画推進計画
(概 要 版)

令和 2 (2020) 年

立 川 市

◇ 計画の目的

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し責任を負う、男女平等参画のために必要な施策を、総合的に推進していくことを目的としています。

本計画の推進により、すべての人が互いの人権を尊重し、平等に、豊かにいきいきと暮らす社会の実現を目指します。



◇ 計画の位置づけ

◎この計画は、「立川市男女平等参画基本条例」第9条に基づく男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、「立川市第4次長期総合計画・後期基本計画」の個別計画として策定しました。

◎また、この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」として策定しました。

◎さらに、この計画のうち、基本テーマⅡ「あらゆる分野での男女平等参画の推進」及び基本テーマⅢ「男女が働きやすい環境づくりの推進」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第3項に基づく「市町村推進計画」に位置づけ、また基本テーマⅣ「配偶者等からの暴力の防止」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」としても位置づけています。

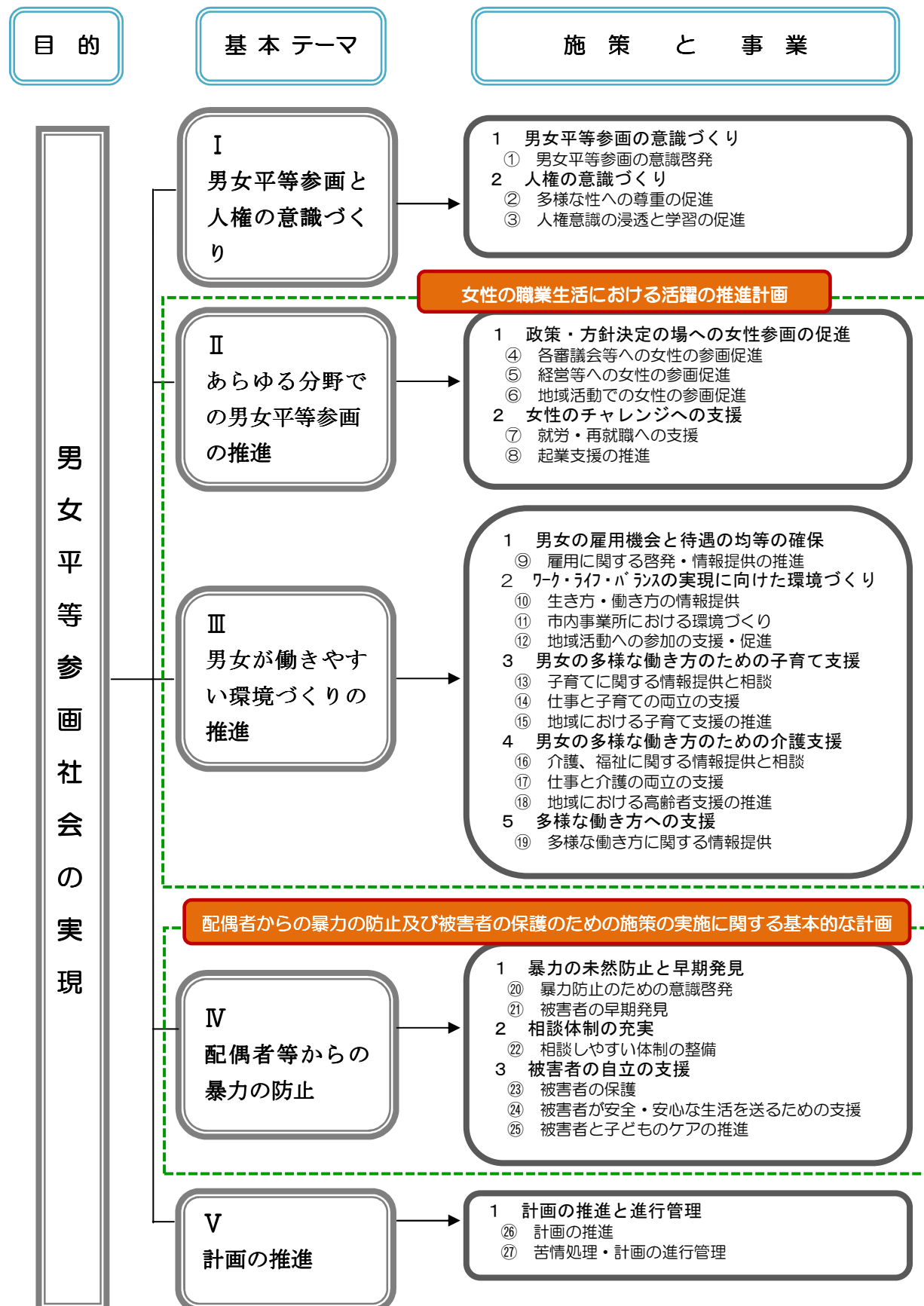


◇ 計画の期間

計画の期間は、「第4次長期総合計画・後期基本計画」の計画期間と合わせ、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画の改定	計画期間				

◇ 計画の体系



◇ 計画の具体的内容

基本テーマⅠ 男女平等参画と人権の意識づくり

テーマの内容

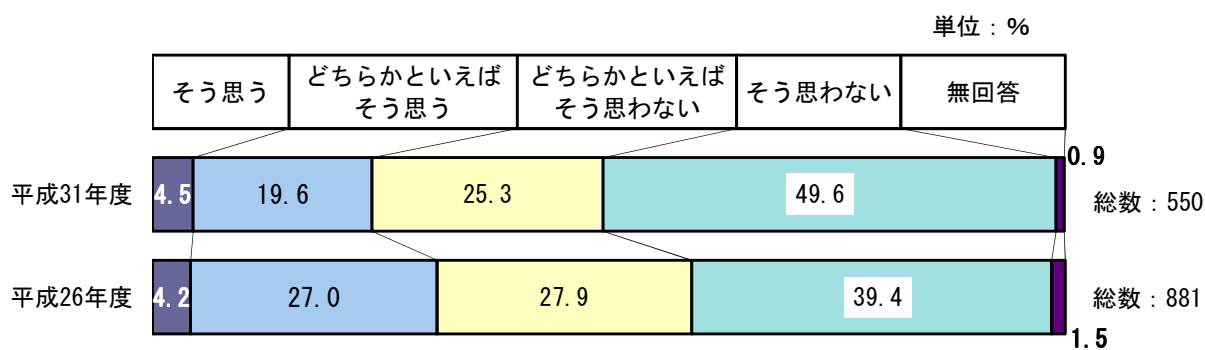
「男は仕事、女は家庭」といった「固定的性別役割分担意識」は、いまだに慣習、通念として人々の中に根強く残っており、男女平等の意識の浸透と確立の阻害要因となっています。固定的性別役割分担意識は、社会や家庭で、本人には責任のない「性別」という要因によるさまざまな人権侵害や差別をつくり出してきました。男女の差別意識解消と、すべての人が個人としての生き方を尊重される社会となることが重要です。

テーマの現状と課題

立川市における固定的性別役割分担意識はかなり解消されてきており、国の調査結果と比べると男女平等参画の意識が高い数値を示しています。

全国で多様な性への差別をなくす取り組みが徐々に広がっており、市民生活や学校生活での意識づくりが課題となっています。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか



資料：立川市「市民満足度調査」

【施策1】 男女平等参画の意識づくり

- フォーラムや講座、広報紙などさまざまな方法で固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発や情報提供を行います。
- 行政職員や教職員が研修等を通じ男女平等参画への理解を深めます。
- 学校教育の中で、道德教育、人権教育を通じて「性別にかかわらずすべての人が平等である」という意識を子どもの頃から育み、男女が平等でお互いに理解・協力しあう教育を推進します。

【施策2】 人権の意識づくり

- あらゆる性的指向・性自認を尊重するための啓発を行います。
- 講座や学校教育を通じ、人権の視点から差別防止の啓発・情報提供を行います。

基本テーマⅡ あらゆる分野での男女平等参画の推進

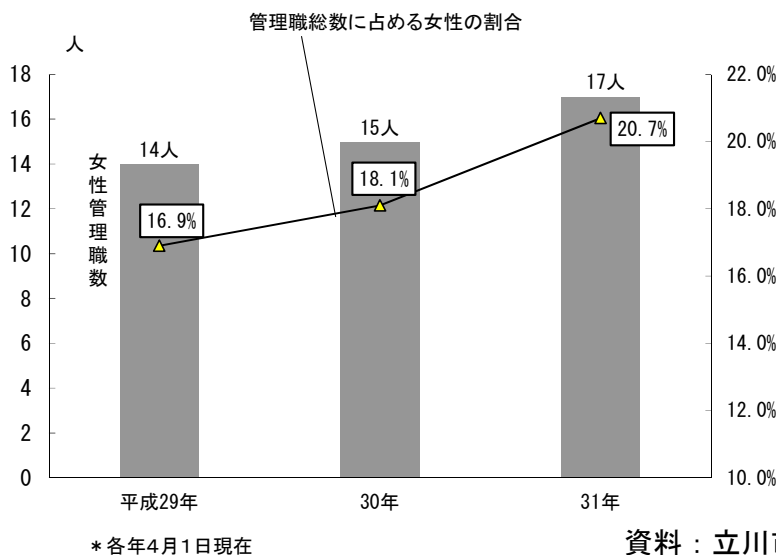
テーマの内容

「男女平等参画社会」の実現には、女性の生き方がその人自身の自由な選択により実現されなくてはなりません。それぞれの生き方への支援、各方面で活躍できるようなチャレンジ支援が重要です。

テーマの現状と課題

政治分野においても経済分野においても、女性の参画はまだ十分であるとは言えません。女性管理職を増やす取り組みや起業を支援し、また、地域や防災などのリーダーになる女性を育成することが課題となっています。

■立川市の女性管理職に関する推移



◎立川市の女性管理職については近年、人数・割合ともに年々増加を示していますが、まだ十分であるとは言えない状況です。

【施策1】 政策・方針決定の場への女性参画の促進

- 庁内の審議会、企業経営、地域など、あらゆる分野での女性の参画を進めます。

【施策2】 女性のチャレンジへの支援

- 女性が能力を十分に発揮できるよう、就職に必要な技術を身に付ける機会を提供するとともに、再就職や起業を支援します。



基本テーマⅢ 男女が働きやすい環境づくりの推進

テーマの内容

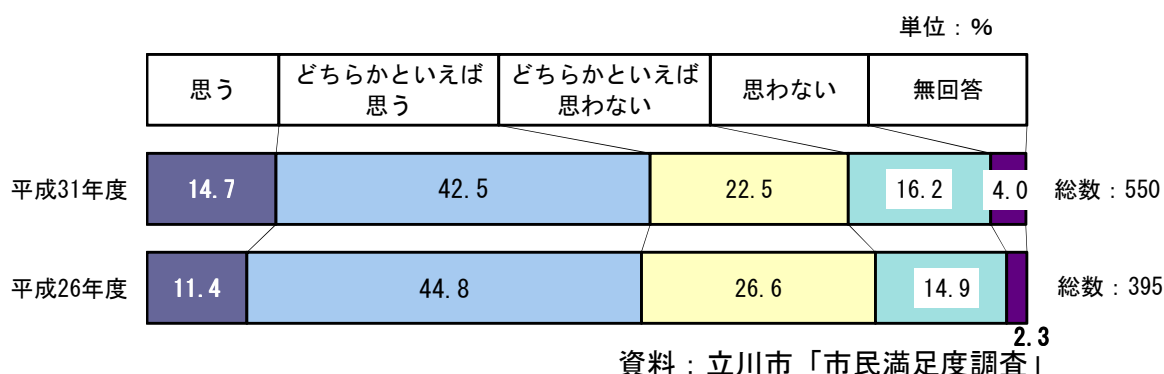
男女平等参画社会の実現のためには、男女が共に家庭や仕事、地域活動などのあらゆる分野で、平等で自分らしい生き方を選択できる環境づくりが必要です。少子高齢化が進む現状のなか、事業所や地域への働きかけとともに、保育や介護といった生活支援が重要です。

テーマの現状と課題

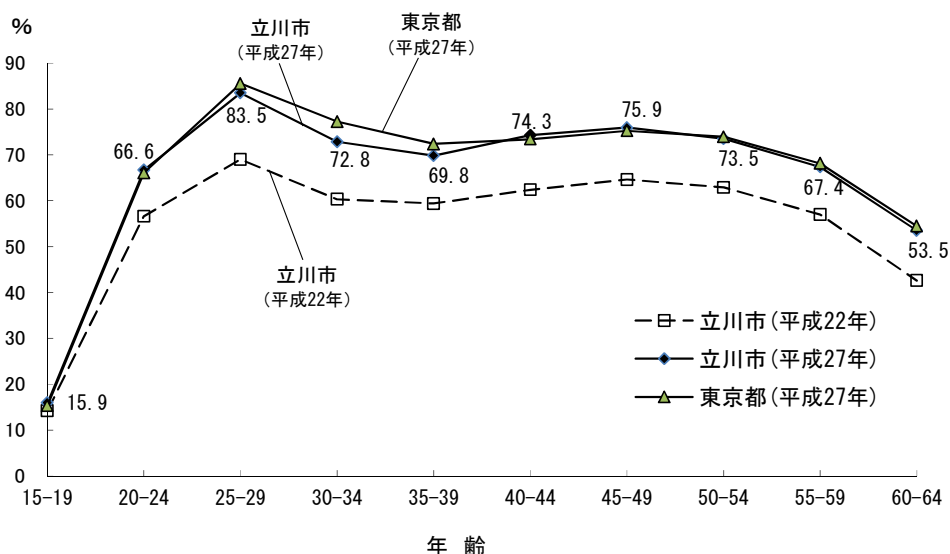
男女がともに働き、家事も分担することがお互いの「ワーク・ライフ・バランス」のために大事なことです。そのためには、男性の育休取得率の向上や「ノー残業デー」などの労働時間の削減の取り組みなど、「働き方改革」を推進していくことが重要になります。

ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む事業者の表彰とともに、利用しやすい子育て支援や介護支援の充実が課題となっています。

■ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思うか



■立川市女性の年齢階級別労働力率



◎30 歳代の労働力率がその前後の年齢と比較して低く、いわゆる「M字カーブ」を描いています。立川市の労働力率は全世代で以前と比べて上昇していますが、東京都全体と比べると30 歳代前半の落ち込みが大きくM字の“谷”が深くなっています。

資料：国勢調査

【施策１】 男女の雇用機会と待遇の均等の確保

- 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保を事業所に働きかけるとともに、法律や制度について周知、情報提供を行います。

【施策２】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

- 生き方や働き方を考える講座を開催します。
- 男性を対象とした家事・育児講座を開催します。
- 事業所に、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備を働きかけます。
- 働きやすい環境づくりに取り組む事業所の認定を行います。



【施策３】 男女の多様な働き方のための子育て支援

- 子育て中の男女が、多様な働き方・生き方を選択できるよう、子育て相談や待機児の解消、特別保育を実施します。また、ひとり親家庭・障害児を育てる家庭への支援を行います。
- 子育てサークルやボランティア団体の活動を支援し、働く保護者の子育て負担の軽減につなげます。

【施策４】 男女の多様な働き方のための介護支援

- 介護をしている男女が、介護制度を利用しながら多様な働き方・生き方を選択できるよう、相談や情報提供、地域支えあい事業や生活安定、介護予防のためのさまざまな事業に取り組みます。

【施策５】 多様な働き方への支援

- 一人ひとりの生活環境やライフステージ、生き方に合った働き方について、関連支援機関と連携して情報提供や支援を行います。

基本テーマⅣ 配偶者等からの暴力の防止

テーマの内容

配偶者やパートナー等からの暴力は、被害者の多くが女性であり、重大な人権侵害となっていますが、その件数は依然として多く、予防と早期発見、被害者支援がますます重要になっています。

テーマの現状と課題

近年、社会的な事件により配偶者暴力と子どもへの虐待との関連性も重視されています。また、デートＤＶ、ＪＫビジネス、ＡＶ出演強要などの若年層への暴力などの防止も大きな課題となっています。

【施策１】 暴力の未然防止と早期発見

- 暴力の未然防止と発見のため意識啓発に取り組みます。被害者を早期発見するために、関係機関等と連携し、窓口や連絡体制の充実を図ります。

【施策２】 相談体制の充実

- 相談窓口を提供し、周知するとともに、被害者の保護につなげます。

【施策３】 被害者の自立の支援

- 関連機関と連携して被害者の保護に取り組み、安全で安心して生活を送ることができるよう、自立の支援や心のケアを行います。

基本テーマⅤ 計画の推進

テーマの内容

本計画を実現するためには、市民の声をしっかり届けられるよう環境整備を行い、計画の進捗を確認していく必要があります。

テーマの現状と課題

審議会の女性委員の割合は 35%の目標に手が届かない状況にありますが、市民公募委員は 35%を超えるところとなり、意識は高まっていることが分かります。

【施策1】 計画の推進と進行管理

- 男女平等参画社会の実現のための事業を、関係する市民団体と協働で実施するとともに、団体の育成を図ります。
- 市の開催する審議会等において保育事業を行い、子育て世代の参画をサポートします。
- 「苦情処理制度」について周知し、男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について市民や事業者から苦情の申し出があったときは、苦情処理委員による適切・迅速な処理を行います。



立川市第7次男女平等参画推進計画 概要版

令和2年6月発行

発行 立川市
編集 立川市総合政策部男女平等参画課
〒190-0012
東京都立川市曙町2-36-2
女性総合センター 5F

TEL : 042-528-6801 / FAX : 042-528-6805